

(資料6)

事務連絡

平成23年8月11日

各関係市町村公務災害補償担当課

御中

各関係組合公務災害補償担当課

消防団員等公務災害補償等共済基金

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応及び

これに伴う平成23年度の追加掛金のお願いについて(依頼)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第254号)が平成23年8月10日に公布、施行され、本年度に限り、消防団員等公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられました。

この改正により生じる追加掛金については、平成23年度に限って掛金の追加負担をお願いすることとなりますが、その支払い等については、平成23年度事業計画書(変更)の認可後、追って正式にご連絡いたしますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、今回の追加掛金に係る市町村(普通交付税の不交付団体を含む。)の負担全額について、特別交付税による財源措置が講じられる予定となっております。

記

1 追加掛金額(消防団員及び水防団員1人当たり)

改正後掛金額	改正前掛金額	追加掛金額
24,700円	1,900円	22,800円

なお、今回の追加掛金額は、平成23年度限りのものであります。

2 支払期限(改正政令附則第2項)

平成23年12月末日

3 掛金の支払い方法

後日、別途ご連絡を差し上げます。

事務連絡

平成23年8月11日

各関係市町村公務災害補償担当課

御中

各関係組合公務災害補償担当課

消防団員等公務災害補償等共済基金

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等及び  
平成23年度の追加掛金の概要について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素から、当基金の業務につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、去る3月11日発生した東日本大震災はわが国史上最大規模の地震であり、東北地方の太平洋沿岸市町村を中心に壊滅的被害をもたらしました。

この巨大地震や大津波の中、多くの消防団員が強い使命感を持って出動しました。誠に残念なことながら、水門閉鎖、人命救助、避難誘導等の際、大津波に巻き込まれ、これまでにない夥しい数の消防団員が殉職されました。総務省消防庁の取りまとめによりますと、今回の大震災による消防団員の死者・行方不明者は8月3日現在251人であり、当基金において関係市町村、組合に照会したところ、大部分が公務中の災害による殉職と想定されるとの回答があったところであります。当基金は、法令並びに市町村及び組合との契約に基づき、市町村、組合と共にこれら殉職されたご遺族に対し、法令等で定める金額をできるだけ早期にお届けする責任を有しております。一方、今回の災害の規模は、消防団員等の死者の数を見ても、当基金発足以来のどの大災害の規模と比較しても著しく大きいものであり、公務災害補償等に要する経費は多額に上る見込みとなっております。

これらの経費への対応として、当基金においても、変動調整準備金など現在利用可能な準備金を取り崩すこととしておりますが、なお大幅に不足する見込みとなっております。

このため、総務省消防庁はじめ関係者と協議して参りましたが、下記のとおり、法令に基づき必要と想定される経費から当基金において活用可能な資金を除いた不足額について、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していただいている全国の市町村、組合等の皆様に、平成23年度に限り、掛金の追加負担をお願いさせていただくことになりました。

この平成23年度追加掛金額は消防団員及び水防団員(定数)一人当たり22,800円であり、関係法令(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令)は去る8月10日公布、施行されたところであります。

また、これに伴い、8月11日、下記のとおり当基金の平成23年度事業計画書の変更を理事会にお

いて議決し、総務大臣に認可の申請をしたところであります(事業計画書の変更内容については別添参照)。認可後、追って正式なご連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

地方行財政の状況が厳しい中、誠に申し訳ありませんが、今回の状況をご理解の上、補正予算(組合にあっては条例改正等)等所要の措置を講じていただくようお願い申し上げます。なお、国においては、今回の追加掛金のための財源措置として、去る7月25日成立した第2次補正予算において計上された特別交付税の一部を活用することとしており、追加掛金に係る市町村(普通交付税の不交付団体を含む。)負担の全額について特別交付税が配分されることにご留意願います。

また、今回の大震災により被災されました消防団員等の公務災害補償、退職報償金の支払い等につきまして、できる限り速やかに手続きを進めて下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応について

##### ① 消防団員の死者・行方不明者(平成23年8月3日現在) 251名

	死者	行方不明者	計
岩手県	98	20	118
宮城県	92	14	106
福島県	25	2	27
計	215	36	251

- ② ①のうち、公務による死亡と判定でき、かつ、遺族等の状況が判明しているため補償額の算定が可能である者の補償額の平均額に、関係市町村、組合に照会して公務災害対象と想定されるとの回答があった消防団員数を勘案し必要とされる数を乗じた額(平均額×215人分相当の額。年金については、特殊公務災害該当で100分の50加算)は次のとおり。

(単位:百万円)

	平成23年度支給額	責任準備金等	合計
損害補償	692 (注1)	14,672(注3)	15,364
福祉事業	4,755 (注2)	2,934(注4)	7,689
計	5,447	17,606	23,053

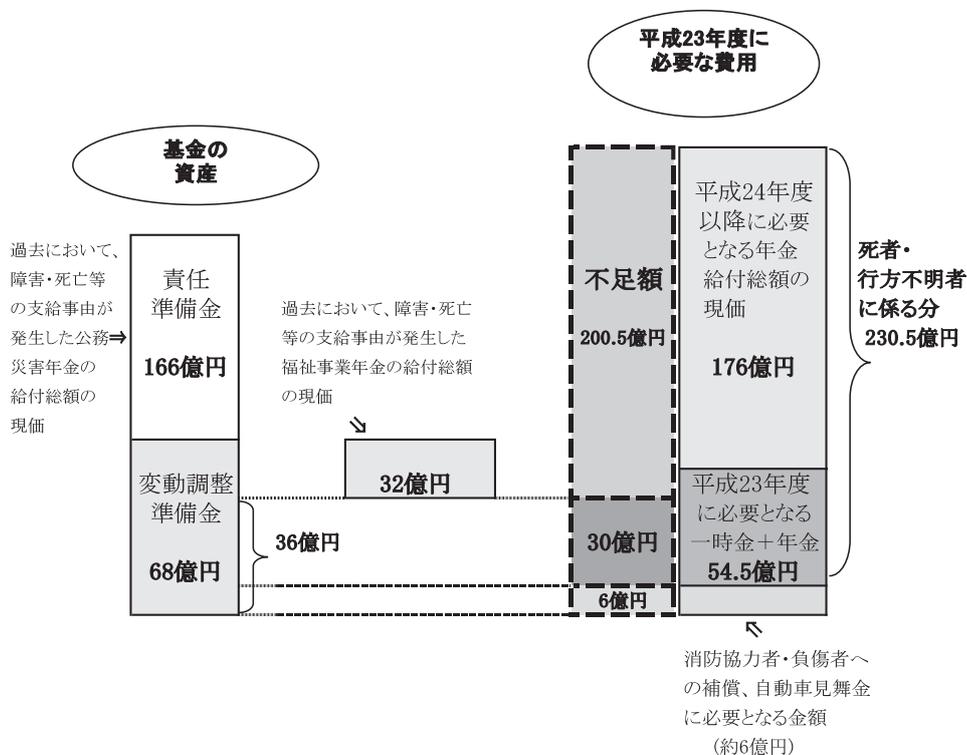
(注1) 遺族補償年金の平成23年度中に支給する額及び葬祭補償(一時金)

(注2) 遺族特別援護金等の一時金(殉職者一人当たり2,160万円)及び福祉事業年金(遺族特別給付金という。遺族補償年金の100分の20相当)の平成23年度中に支給する額

(注3) 遺族補償年金の平成24年度以降の所要額に係る責任準備金(当基金は、毎事業年度の末日において、翌事業年度以降の期間に支給すべき額を責任準備金として積み立てることとされている(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第33条。))

(注4) 福祉事業年金の平成24年度以降の所要額を変動調整準備金の中で計上するもの

③ 当基金の資産状況等(平成22年度決算ベース)と東日本大震災関連の所要額



(ア) 平成22年度決算における当基金の変動調整準備金約68億円のうち、過去の障害、死亡等の支給事由が発生した者に係る福祉事業年金分約32億円を除いた約36億円について、30億円を東日本大震災の消防団員の殉職者の災害補償等に充て、約6億円を東日本大震災に関連した消防協力者(現在2名の死亡を認定)の補償、消防団員等の療養補償、自動車見舞金等に使用する。

(イ) 従って、東日本大震災の消防団員の殉職者に係る公務災害補償等に要する経費の不足額は、200.5億円(230.5億円－30億円)となる。

2 平成23年度追加掛金について

上記1―③の不足額(200.5億円)を消防団員・水防団員の定数で除した金額(22,800円)